

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	事業ポートフォリオの転換の円滑化措置
2	対象税目	法人税:義(国税5) 法人住民税:義、事業税:義(地方税11) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>第4次産業革命による技術・社会の変化や国内市場の縮小が進展していく中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、国全体として、経営資源を適切に配分していくことが重要である。</p> <p>そこで、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、企業による事業ポートフォリオの転換(ノンコア事業の分離と併せてコア事業の強化のために新たな事業等の取得を行う積極的な取組。以下同じ。)の実施の円滑化を図るための政策的措置を講じる。</p> <p>(1)対象 産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた企業。</p> <p>(2)措置内容 ノンコア事業の売却と併せてコア事業の強化のために新たな事業買収等の取得を行う場合について、事業買収等の取得価格に応じた圧縮損の計上を可能とすることで、ノンコア事業の売却益の課税を繰延べる。</p> <p>(3)要件 ポートフォリオの転換を図る取組による一定以上の生産性の向上が見込まれていること等。</p> <p>《関係条項》</p>
4	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 産業組織課
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～平成32年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	
7	適用又は延長期間	平成33年3月31日まで
8	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>第4次産業革命による技術・社会の変化や国内市場の縮小が進展していく中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの最適化を図ることなどにより、国全体として、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要である。</p> <p>そこで、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオの転換を政策的に支援することにより、各企業が注力すべき事業への資源配分を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成 29 年 6 月「未来投資戦略 2017」P 118</p> <p>3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進</p> <p>④事業再編の円滑化</p> <p>第4次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、「稼ぐ力」を高めるためには、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性を見込める事業に振り向けていくことが必要である。このため、株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、来年度を目途に必要な制度的対応を講じる。</p>																
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業</p> <p>1-2 新陳代謝</p>																
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>限られた経営資源を高い価値を生み出せる事業に振り向ける取組を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業ポートフォリオの転換を通じて、経営資源を、成長性・収益性を見込める事業へ振り向けることで、我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p>																
9	有効性等	① 適用数等	<p>(単位:件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>162</td> <td>162</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 30	31	32	適用件数	6	6	6	適用額	162	162	162				
年度 区分	平成 30	31	32																
適用件数	6	6	6																
適用額	162	162	162																
		② 減収額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 30	31	32	法人税	38	38	38	法人住民税	5	5	5	法人事業税	43	43	43
年度 区分	平成 30	31	32																
法人税	38	38	38																
法人住民税	5	5	5																
法人事業税	43	43	43																

		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図るためには、CGSガイドラインや価値協創ガイダンスの策定などコーポレートガバナンス改革の取組の深化とあわせて、従来の企業行動を変え、大胆な経営判断を促すための経済的インセンティブを付与することが有効と考えられる。そこで、事業売却時の譲渡益の課税を繰延べる措置を講じることで、従来の企業行動を変え、大胆な経営判断による事業ポートフォリオの転換を促す。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、国全体として、限られた経営資源を適切に配分し、我が国企業の成長性・収益性の向上につながる効果がある。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業ポートフォリオの見直しが未だ十分には行われていない背景には、見直しの一環として行われることの多い事業売却が、我が国では円滑に行われていないことがある。ポートフォリオの転換を図る取組による生産性向上など一定の要件を満たす場合に限定した上で、事業売却時の譲渡益の課税を繰延べる税制上の支援措置を講じることは、その手法として妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長
2	対象税目	(国税8、地方税18(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>本税制措置は、青色申告書を提出する法人(以下「法人投資家」という。)が、産業競争力強化法第17条に規定する特定新事業開拓投資事業計画について、平成30年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合(以下「認定組合」という。)に出資をし、同組合が同法第2条第5項に規定する新事業開拓事業者(いわゆるベンチャー企業)の株式を取得した場合において、各事業年度終了時における帳簿価額の50%以下(平成28年度以前の認定については80%)の金額を損失準備金として積み立てて、その積み立てた額を損金算入することができるものである。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第55条の2、第68条の43の2 租税特別措置法施行令第32条の3 租税特別措置法施行規則第21条の2</p>
4	担当部局	経済産業政策局 新規産業室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月10日 分析対象期間:平成26年度～平成28年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設 平成29年度 拡充・1年間延長 (地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和)
7	適用又は延長期間	<p>【現状】</p> <p>平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。</p> <p>【延長】</p> <p>平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。</p>
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。</p> <p>産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日 日本経済再生本部決定)においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p>

			<p>1. 産業の新陳代謝の促進 iii)ベンチャー支援</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ 2020 (平成 28 年 4 月 19 日 日本経済再生本部決定)</p> <p>3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性 (2)民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援</p> <p>4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築 ※ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増とすることを旨とする (現状:0.028%(2012-14 年の 3 か年平均)(内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より)</p> <p>○日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 iv)「ベンチャー・チャレンジ 2020」の実現</p>																														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業 1-2新陳代謝</p>																														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。 【数値目標】 制度開始後、本制度を活用した投資累計額(平成 34 年度まで):287 億円 ※数値目標の設定について、平成 29 年 8 月時点で既に認定を行ったファンドについては実際の組成額をベースに試算。また、当該時点以降については、平成 29 年度及び平成 30 年度に 10 億円規模のファンドを各 3 件新たに認定すると仮定し、試算。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、事業会社・金融機関等の法人がベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資することは、事業拡張期にあるベンチャー企業の市場の獲得、製品・サービスの量産体制の確立、販路の拡大をもたらし、我が国におけるベンチャー企業の育成に寄与する。</p>																														
9	有効性等	① 適用数等	<p>※()内は推定値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度 末時点</th> <th>27 年度 末時点</th> <th>28 年度 末時点</th> <th>29 年度 末時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ファンド数(累計)</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>(12)</td> </tr> <tr> <td>ベンチャー企業への投資を行った LP 数(社)</td> <td>7</td> <td>40</td> <td>68</td> <td>(91)</td> </tr> <tr> <td>適用 LP 数(社)</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>(28)</td> <td>(48)</td> </tr> <tr> <td>投資実績額(百万円)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> <td>(6014)</td> </tr> <tr> <td>損金算入額(百万円)</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>(558)</td> <td>(1838)</td> </tr> </tbody> </table>		26 年度 末時点	27 年度 末時点	28 年度 末時点	29 年度 末時点	認定ファンド数(累計)	1	3	9	(12)	ベンチャー企業への投資を行った LP 数(社)	7	40	68	(91)	適用 LP 数(社)	0	2	(28)	(48)	投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)	損金算入額(百万円)	0	15	(558)	(1838)
	26 年度 末時点	27 年度 末時点	28 年度 末時点	29 年度 末時点																													
認定ファンド数(累計)	1	3	9	(12)																													
ベンチャー企業への投資を行った LP 数(社)	7	40	68	(91)																													
適用 LP 数(社)	0	2	(28)	(48)																													
投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)																													
損金算入額(百万円)	0	15	(558)	(1838)																													

【推定根拠】

認定ファンド数 過去3年9本の認定より平均である3本新規認定と推定。

ベンチャー企業への投資を行ったLP数 20億円規模のファンドは1ファンドあたり8.7社のLPで構成されており、10億円規模はその半分の4.3社と仮定。よって、78社+(4.3社×3本)≒91社

(※平成28年度に投資を行ったファンドにおけるベンチャー企業への投資を行ったLP数は68社であり、投資を行わなかったファンドも含めた場合、78社となる。平成29年度には残りのファンドも投資を行うと想定されるため、推定には78社を用いた。)

適用LP数 平成28年度において、68社のうち40社については平成27年度実績を参考に2社利用・38社利用せずと仮定。

68社のうち残り28社については、経営判断的に利用する企業を9割と仮定すると約26社。よって、計28社と推定。

平成29年度において、同様に、91社のうち40社については2社利用と仮定。残り51社については9割利用と仮定すると約46社。

よって計48社と推定。

投資実績額 全ファンドが10年の存続期間のうち5年で、組成額のうち管理報酬を除く8割を平均的に投資すると仮定。

(既に投資を実行しているファンドは残額を残期間で平均的に投資すると仮定)

ファンド	(百万円)		実績			見込				
	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
認定1号	1600	1280	0	129	118	516	516	—	—	—
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1243	1243	1243	—	—
認定3号	6200	4960	—	6	772	1394	1394	1394	—	—
認定4号	2000	1600	—	—	0	400	400	400	400	—
認定5号	1800	1440	—	—	522	229	229	229	229	—
認定6号	2000	1600	—	—	249	337	337	337	337	—
認定7号	2025	1620	—	—	—	324	324	324	324	324
認定8号	5000	4000	—	—	—	800	800	800	800	800
認定9号	1820	1456	—	—	—	291	291	291	291	291
認定見込10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160
認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160
認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160
合計	32945	26356	0	516	3551	6014	6014	5498	2861	1895

※7.8.9号ファンドについては認定日が28年度末であるため、29年を投資開始年に設定。

損金算入額

<平成28年度推定>

○平成27年度の利用割合は4%(当該時点での認定ファンドは3本)であり、1号~3号ファンド構成するLPの本税制の利用傾向は27年度の実績を参考とし、同様4%利用であると仮定。

○また、平成28年度末までに新たに認定した6本のファンド(4号~9号)については、利用傾向が不明であるため、税制利用不能なLP(1割)を除外した上、経営判断的に利用する企業を9割と仮定。

○積立割合について、上限が設定されているが、上限未満割合の計上を行う合理性を想定しがたいことから、上限割合を損金計上すると仮定。

投資総額 3,551百万円

うち1~3号ファンド投資額 2,829百万円

うち4~9号ファンド投資額 722百万円

これを前提に損金算入額を推定すると (積立割合8割)

1~3号ファンド損金算入額(推定) 90百万円(投資額×0.8×0.04)

4~9号ファンド損金算入額(推定) 468百万円(投資額×0.8×0.9×0.9)

合計損金算入額(推定) **558百万円**

<平成29年度推定>

○1~9号ファンドについては、投資額実績の推定を前提に平成28年度推定と同様の計算を行う。

○新たに認定が想定される3ファンド(10号~12号)については、4号~9号フ

		<p>ファンドと同様の計算方法による。</p> <p>総投資額(推定) 6,014 百万円 うち 1～3 号ファンド投資額 3,153 百万円 うち 4～9 号ファンド投資額 2,381 百万円 うち 10～12 号ファンド投資額 480 百万円</p> <p>これを前提に損金算入額を推定する(積立割合:1～9号8割、10～12号5割) 1～3号ファンド損金算入額(推定) 101 百万円(投資額×0.8×0.04) 4～9号ファンド損金算入額(推定) 1,543 百万円(投資額×0.8×0.9×0.9) 10～12号ファンド損金算入額(推定) 194 百万円(投資額×0.5×0.9×0.9) 合計損金算入額(推定) 1,838 百万円</p>																																													
②	減収額	<p>※()内は推定値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度 末時点</th> <th>27年度 末時点</th> <th>28年度末 時点</th> <th>29年度 末時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資実績額(百万円)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> <td>(6014)</td> </tr> <tr> <td>損金算入額(百万円)</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>(558)</td> <td>(1838)</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)【国税】</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>(133)</td> <td>(439)</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)【地方税】</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>(167)</td> <td>(549)</td> </tr> <tr> <td>うち法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>(17)</td> <td>(57)</td> </tr> <tr> <td>うち法人事業税</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>(150)</td> <td>(492)</td> </tr> </tbody> </table>		26年度 末時点	27年度 末時点	28年度末 時点	29年度 末時点	投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)	損金算入額(百万円)	0	15	(558)	(1838)	減収額(百万円)【国税】	0	4	(133)	(439)	減収額(百万円)【地方税】	0	4	(167)	(549)	うち法人住民税	0	0	(17)	(57)	うち法人事業税	0	4	(150)	(492)										
	26年度 末時点	27年度 末時点	28年度末 時点	29年度 末時点																																											
投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)																																											
損金算入額(百万円)	0	15	(558)	(1838)																																											
減収額(百万円)【国税】	0	4	(133)	(439)																																											
減収額(百万円)【地方税】	0	4	(167)	(549)																																											
うち法人住民税	0	0	(17)	(57)																																											
うち法人事業税	0	4	(150)	(492)																																											
③	効果・税 収減是認 効果	<p>《効果》</p> <p>ベンチャー企業の育成や、成長するベンチャー企業による新事業の創出にあたって、いわゆるリスクマネー供給の強化が一つの課題であるところ、株式を取得した場合に帳簿価額の一定割合を準備金として積み立てることを出資企業へのインセンティブとして設けることで、ベンチャーファンドへの資金供給を促進し、特に成長ステージにあるベンチャー企業への投資を促進することが本税制措置の目的であり、以下の3つの数値において、本税制認定ファンドによる実績が全体の一定割合を占めており、一定の効果有していると推測できる。</p> <p>(1)ファンド組成額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ファンド組成額(億円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>137</td> <td>146</td> <td>(30)</td> </tr> <tr> <td>ファンド総組成額(億円)</td> <td>1036</td> <td>921</td> <td>911</td> <td>1932</td> <td>2593</td> <td>(1479)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) VEC「ベンチャー白書 2016」「ベンチャーキャピタル投資動向調査(直近四半期 2017年1Q)」 ※()は推計値 ※平成29年度ファンド組成総額:過去5年間の平均値を記載。</p> <p>(2)ファンド数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ファンド数(件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>認定対象ファンド数(件)</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>(11)</td> <td>(11)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) VEC「ベンチャー白書 2016」「ベンチャー白書 2015」 「ベンチャーキャピタル投資動向調査(直近四半期 2017年1Q)」 ※()は推計値 ※認定対象ファンド数:ベンチャー白書 2016を参考に認定対象ファンドが属する規模層(10億円～100億円)の合計値を算出。 ※平成28年認定ファンド数:キャピタルコール含む累計出資額をファンド規模と定義しているため、調査時点で平成28年度の当該規模層は実績無しのため、過去5年の平均値を記載 ※平成29年認定ファンド数:過去5年の平均値を記載</p>		H24	H25	H26	H27	H28	H29	認定ファンド組成額(億円)	—	—	16	137	146	(30)	ファンド総組成額(億円)	1036	921	911	1932	2593	(1479)		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29(見込)	認定ファンド数(件)	—	—	—	1	2	6	(3)	認定対象ファンド数(件)	13	7	16	10	10	(11)	(11)
	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																									
認定ファンド組成額(億円)	—	—	16	137	146	(30)																																									
ファンド総組成額(億円)	1036	921	911	1932	2593	(1479)																																									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29(見込)																																								
認定ファンド数(件)	—	—	—	1	2	6	(3)																																								
認定対象ファンド数(件)	13	7	16	10	10	(11)	(11)																																								

(3)年間投資額(国内)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29(見込)
認定ファンド投資額(億円)	-	-	0	5.16	35.51	(60.14)
国内向け投資金額(億円)	495	718	740	874	1056	(777)

(出所) VEC「ベンチャー白書 2016」「ベンチャーキャピタル投資動向調査(直近四半期 2017年1Q)」

※()は推計値

※国内向け投資額見込みについては過去5年間の平均値

○目標に対する現在までの投資額の寄与の割合

目標:投資総額 287 億円

現在までの投資累計額:約 41 億円

寄与割合:約 14%

○現状把握

ファンドの投資活動として、10年の存続期間のうち前半5年において管理報酬を除くファンド組成総額の8割の投資を平均的に行うと仮定。

既に投資を行ったファンドの投資割合、目標とする投資割合及び達成割合は以下の通り。

ファンド	(百万円)		実績			既投資総額	投資可能額に対する既投資総額の割合	目標割合	達成割合
	組成額	投資可能額	H26	H27	H28				
認定1号	1600	1280	0	129	118	247	19.3%	60.0%	32.2%
認定2号	7500	6000	-	381	1,890	2,271	37.9%	40.0%	94.6%
認定3号	6200	4960	-	6	772	778	15.7%	20.0%	78.4%
認定4号	2000	1600	-	-	0	0	0.0%	20.0%	0.0%
認定5号	1800	1440	-	-	522	522	36.3%	20.0%	181.3%
認定6号	2000	1600	-	-	249	249	15.6%	20.0%	77.8%
合計	21100	16880	0	516	3,551	4,067	24.1%		77.4%

○分析

平成28年度末時点において、達成割合が100%であるのが望ましいところ、平均77.4%に留まっている理由を推測するに、投資先の選定・投資実行の判断は、各ファンドの投資担当者に依存するところ、投資先候補における技術開発の状況や投資先を巡る市場の動向(現状はやや株価が高騰気味)等の状況を勘案し、各ファンドの投資担当者が投資時期を窺っていると考えられる。

《税収減を是認するような効果の有無》

本税制措置により、法人投資家からベンチャー企業への投資を促進することは、ベンチャー企業によるイノベーションの創出に繋がり、一時的な税収減を是認する効果が十分にあると考えられる。

(なお、本税制は課税の繰り延べであり、後年度益金に算入されるため、期間全体を通せば減収とはならない。)

本税制に係る各年度の減収額及び投資実績及び見込は以下の通り。

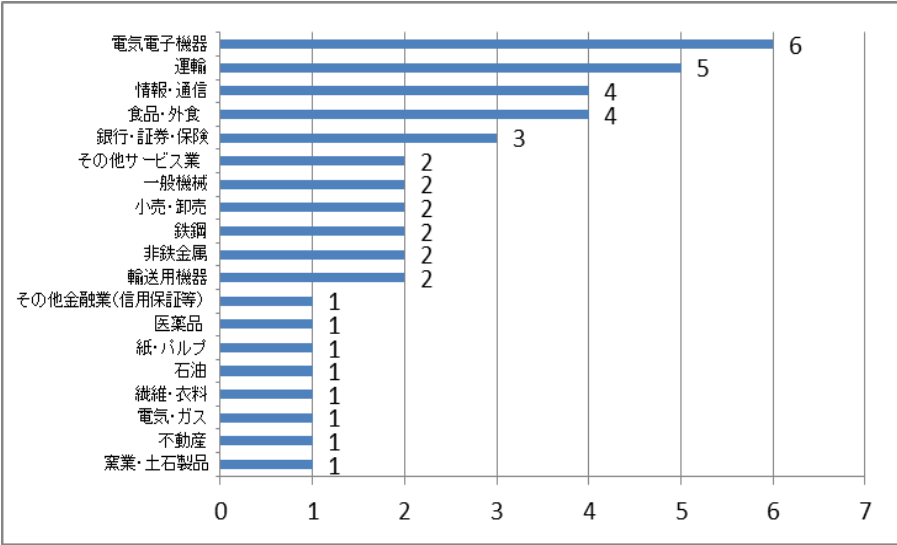
	26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点	29年度末時点
投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)
損金算入額(百万円)	0	15	(558)	(1838)
減収額(百万円)【国税】	0	4	(133)	(439)
減収額(百万円)【地方税】	0	4	(167)	(549)
うち法人住民税	0	0	(17)	(57)
うち法人事業税	0	4	(150)	(492)

10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に手当すべきものではない。地域経済の実情を考慮する法律の認定を受けたベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく租税特別措置によって実施することは妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	エンジェル税制 個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャー企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。
		③	地方公共団体が協力する相当性	
11	有識者の見解	特になし。		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月		

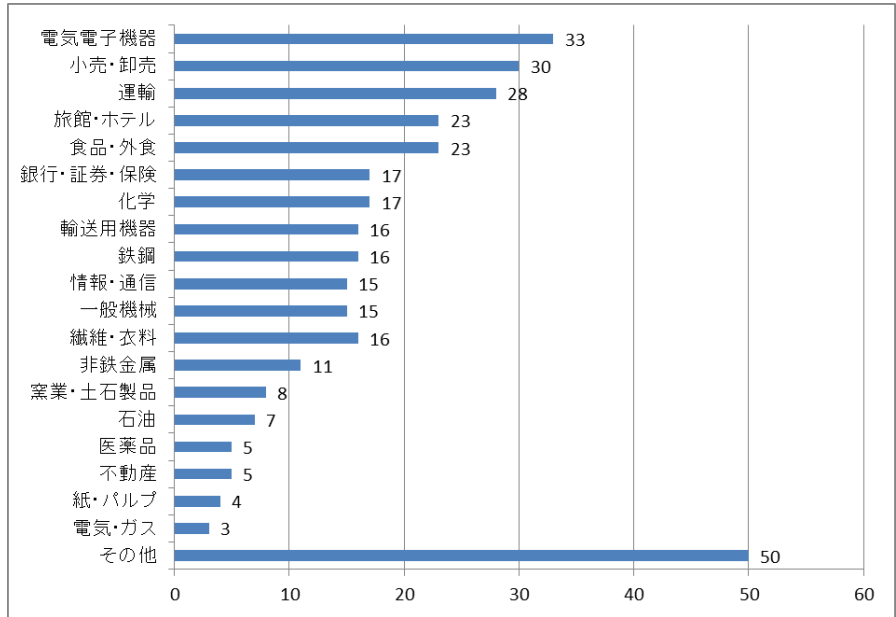
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長																																																												
2	対象税目	(登録免許税:外)(国税 24) 【新設・拡充・ 延長 】																																																												
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>産業競争力強化法に基づく事業再編計画等の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け又は譲渡、会社の設立等といった事業構造の変更をした場合における登録免許税率を以下の表のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法第 80 条第 1 項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の税率</th> <th>強化法の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2 号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3 号</td> <td>分割</td> <td>0.7%</td> <td>0.5%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%(※)</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 号</td> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>2.0%</td> <td>0.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)租税特別措置法第 72 条第 1 項の規定に基づき、土地の売買による所有権の移転の登記の税率については、軽減措置として 1.5%が適用される。(適用期限:平成 31 年 3 月 31 日まで)</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第 80 条第 1 項 租税特別措置法施行令第 42 条の 6 第 1 項及び同項第 2 項 租税特別措置法施行規則第 30 条の 2 第 1 項から同項第 3 項まで</p>	租税特別措置法第 80 条第 1 項	措置の内容	通常の税率	強化法の特例	軽減率	1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3 号	分割	0.7%	0.5%	0.2%	4 号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%(※)	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%		船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	6 号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%	船舶	2.8%	2.3%	0.5%
租税特別措置法第 80 条第 1 項	措置の内容	通常の税率	強化法の特例	軽減率																																																										
1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																										
2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																										
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																										
3 号	分割	0.7%	0.5%	0.2%																																																										
4 号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%(※)	1.6%	0.4%																																																									
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																									
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																										
5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																									
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																									
6 号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%																																																									
		船舶	2.8%	2.3%	0.5%																																																									
4	担当部局	経済産業政策局産業再生課																																																												
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年 1 月～平成 29 年 3 月																																																												

6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 25 年度 創設 平成 28 年度 2 年延長</p> <p>(同様の措置を講じていた産活法における要望経緯)</p> <p>平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率の引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長(平成 18 年以後、一部縮減) 平成 19 年度 措置拡充(対象計画追加) 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長(会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ) 平成 22 年度 2 年間延長 平成 23 年度 一部縮減(産活法改正により適用対象が一部変更されことによる) 平成 24 年度 2 年間延長</p>
7	適用又は延長期間	平成 32 年 3 月 31 日まで
8	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性のある事業に振り向けるため、戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進し、新陳代謝を通じた我が国産業の競争力強化を図る。</p> <p>日本企業の生産性を示す ROA は近年上昇傾向にあるものの、欧米企業と比べ劣後しており(米国 7.72%、日本 3.90%(※))、引き続き更なる生産性の向上に向けた施策が必要。</p> <p>本措置は、事業者が経営資源の有効活用を図るための組織再編・事業再編を行うとともに、新商品開発や経営効率化などの新たな取組を行う場合に限り、当該再編時に課税される登録免許税を軽減するものである。当該措置を講ずることで我が国事業者の戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力強化を推進していく必要がある。</p> <p>(※)出典:SPEEDAにてNY証券取引所、東証1部上場企業の2015年度における平均ROAを算出。</p> <p>《政策目的の根拠》 産業競争力強化法(平成25年法律第98号) (目的) 第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>1.経済成長 1-2 新陳代謝</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法律の認定計画に基づく政策支援を通じて、企業の事業再編による経営資源の有効活用により、企業の生産性の向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業競争力強化法では全計画、同様の支援措置を行っている他産活法で認定した計画のうち 8 割以上が登録免許税を活用(全省庁ベース)しており、産業競争力強化法に基づいて認定した計画で、平成 28 年度までに終了した計画(全 10 計画)のうち、6 計画(経済産業省案件ベース(産活法の場合は全案件に対して 8 割))で生産性向上の基準を達成している。</p>																																																		
9	有効性等	① 適用数等	<p>【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="544 696 1433 768"> <thead> <tr> <th></th> <th>25 年度(※)</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)平成 25 年度は、産業競争力強化法が施行(平成 26 年 1 月)されてから平成 26 年 3 月 31 日までに認定された件数(約 3 ヶ月間)を記載</p> <p>【登録免許税の軽減措置を利用した企業が営む業種】(単位:件)</p>  <p>(参考)同種の措置を講じていた産活法における過去の適用実績(認定計画件数)は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="533 1599 1449 1883"> <thead> <tr> <th></th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>27</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24 年度</td> <td>25 年度</td> <td>合計</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>342</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table>		25 年度(※)	26 年度	27 年度	28 年度	件数	5	14	14	9		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	件数	72	67	57	27	21	18	24	20	16		24 年度	25 年度	合計							件数	16	4	342						
	25 年度(※)	26 年度	27 年度	28 年度																																																	
件数	5	14	14	9																																																	
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度																																												
件数	72	67	57	27	21	18	24	20	16																																												
	24 年度	25 年度	合計																																																		
件数	16	4	342																																																		

【登録免許税の軽減措置を利用した企業が営む業種】(単位:件)



② 減収額

【減収額】

(単位:百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度
減収額	1,192	1,978	14,419	2,135

※各年度の減収額は、産業競争力強化法の規定に基づく事業再編計画の認定日を基準として減収額を年度別に集計したものであるため、実際に登記された時点(登録免許税が軽減される時点)によっては、翌年度に税収の影響がでるケースがあり得る。

(参考)同種の措置を講じていた産活法における過去の減収額(単位:百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
減収額	16,897	9,745	5,133	3,789	1,919	5,485	3,586	922
	23年度	24年度	25年度					
減収額	2,890	2,375	112					

※各年度の減収額は、産活法の規定に基づく事業再構築計画等の認定日を基準として減収額を年度別に集計したものであるため、実際に登記された時点(登録免許税が軽減される時点)によっては、翌年度に税収の影響がでるケースがあり得る。

③ 効果・税収減是認効果

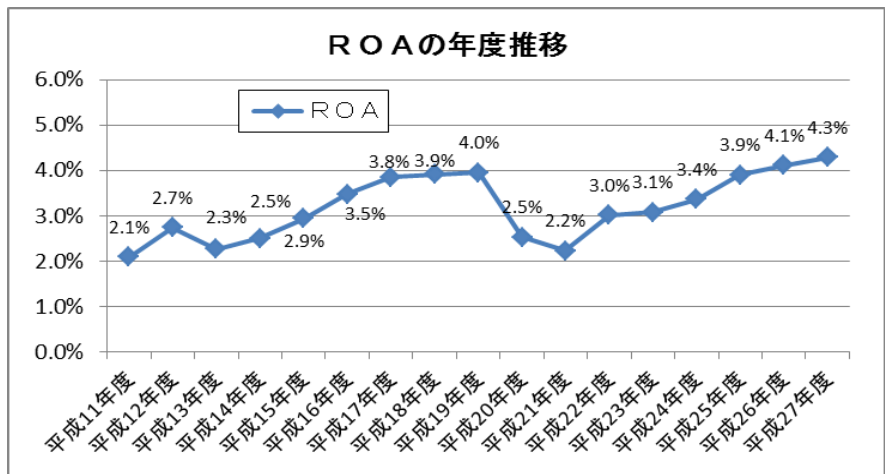
《効果》

同種の措置を講じていた産活法においては、創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROAは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。その後、平成23年度に施行された改正産活法、平成25年度に施行された産業競争力強化法により、抜本的な企業再編・事業再編をより円滑化することで、本措置を活用する企業のROAの一層の向上を図り、政策目的の実現を図っているところ。

(法人企業統計調査(財務省))

①総資産経常利益率(ROA)の実績

【産活法創設】平成11年度:2.1% → 平成27年度:4.3%



《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

産業競争力強化法の認定を受けた計画のうち、全ての計画が登録免許税の軽減措置を活用しており、当該軽減措置が活用出来ない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図ることができなかった。

事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性が見込める事業に振り向けていくことで、競争力の強化や生産性の向上が図られることが期待され、本措置を講ずることで、上記取組を促進させる。

《税収減を是認するような効果の有無》

産業競争力強化法では全計画、同様の支援措置を行っていた産活法で認定した計画のうち8割以上が登録免許税の軽減措置を活用(全省庁ベース)しており、産業競争力強化法に基づいて認定した計画で、平成28年度までに終了した計画(全10計画)のうち、6計画(経済産業省案件ベース(産活法の場合は8割))で生産性向上の基準を達成している。引き続き、企業の生産性向上と将来の税収の増大に寄与する取組を支援していく。

10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担

本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずることとする。

本措置により、業種・企業規模に区別なく、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで当該取組を支援し、生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。

農業競争力強化支援法の規定に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者が、当該事業再編計画に従って、合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に納付すべき登録免許税を軽減する措置

農業競争力強化支援法は、農業の「構造改革の推進と良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流等の合理化の実現を図ること」を目的とした法律であって、産業競争力強化法の目的である「産業競争力(高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力)の強化」と政策的目的が異なる。

			<p>(参考)農業競争力強化支援法(平成 29 年法律第 35 号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月